

当院では、以下の権利憲章のもとに、子どもたちの成長や発達、健康について、どのよう
なときも一番に考えた医療を目指しています。

子どもの患者の権利憲章

1. 子どもたちは、どのようなときでも、ひとりの人間として大切にされます。
2. 子どもたちは、どのような病気にかかったときでも、病院の人たちやご家族と力を合わせながら、もっともよいと考えられる医療を受けることができます。
3. 子どもたちは、病気のことや病気を治す方法を、年齢や理解度にあわせてわかりやすく、病院の人に教えてもらうことができます。
4. 子どもたちは、病気のことや病気を治す方法について、自分の考えや気持ちを病院の人やご家族に伝えることができます。
5. 子どもたちは、自分で自分の健康について決めることができないとき、代わりにご家族に決めてもらうことができます。
6. 子どもたちは、わからないことや不安なこと、伝えたいことがあるときは、いつでもご家族や病院の人たちに聞いたり、話したりすることができます。ただし、みんなが気持ちよく過ごすために、病院のやくそくをまもる必要があります。

7. 子どもたちは、入院にゅういんしているときでも、できるかぎり親おやまたは親おやに代わる人かと一緒に過ひとごいっしょすすことができます。

8. 子どもたちは、入院にゅういんしているときでも、年齢ねんれいや症しょう状じょうにあわせて勉強べんきょうしたり、遊あそんだりするこ
とができます。

9. 子どもたちは、病びょう気きの治なおし方かたや薬くすりが効きくかどうかなどの研究けんきゅうへの協きょう力りよくを頼たのまれたとき
には、十分じゅうぶんな説せつ明めいを受けて、協きょう力りよくするかどうかを自じ分ぶんで決きめることができます。やめた
くなれば、いつでもそれをやめることができます。